

・ 164【会社補助の上申】

ビデオカメラ修理費の会社補助について（上申）

当社規定第13条第2項を、企画部員東堂常雄の自己所有ビデオカメラ修理費支出に適用させていただきたく、上申いたします。

記

1. 業務規定第13条の第2項cを根拠に、ビデオカメラ修理費の全額を会社補助として支出していただけるよう、上申いたします。

2. この事故は、10月3日の東京モタショ取材にあたり、社有ビデオカメラが出払っていたために、東堂が自己所有ビデオカメラを使用したものであり、業務遂行上のものです。また、事故自体も責任は東堂にはなく、業務規定の補助条件に該当すると考えられます。

3. 添付資料（省略）

以上